

平成22年(2010年)2月12日

姫路市公平委員会 様

姫路市情報公開審査会

会長 福永 弘之

姫路市情報公開条例第17条の規定に基づく諮問について(答申)

姫路市公平委員会より平成21年6月1日付けで諮問を受けた下記の公文書の部分公開決定に係る異議申立てについて、別紙のとおり答申します。

記

「平成14年(措)第1号事案に関する公平委員会の議事録のすべて」

1 審査会の結論

「平成14年（措）第1号事案に関する公平委員会の議事録のすべて」（以下「本件公文書」という。）について、姫路市公平委員会（以下「実施機関」という。）が行った部分公開決定（以下「本件処分」という。）により非公開とした部分のうち、姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号に規定する個人に関する情報を除き、既に公開されている部分と同等の部分は公開すべきである。

2 異議申立人の主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

本件処分の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書及び意見書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

ア 異議申立人は、「平成14年（措）第1号事案」で教育委員会を相手とする勤務条件に関する措置要求を行った当事者である。その当時の公平委員会は、公平委員会事務局が念入りに教育委員会側に事情聴取その他接触を重ね、一方、措置要求者の私たちには何一つ尋ねることなく、教育委員会側の意見のみに基づき、私たちに反論の機会を一切与えることなく誠に不公平な形で判定書が作成され送りつけられてきた経緯がある。それから7年が経過し、当時の公平委員会の理不尽な仕打ちが未だにどうしても納得いかず、私たちのことが公平委員会会議の場でどのように取り扱われたのか何としてでも知りたく思い、現在の公平委員会に期待して、議事録の公開請求を行った次第である。その結果、残念ながら部分公開とされ、閲覧したところ、私たちが一番知りたいことが記載されていると思われる部分が黒塗りで隠されていた。

イ 公平委員会が根拠としている姫路市情報公開条例（以下「条例」という。）第7条第1号とは「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、

特定の個人を識別することができることとなるものを含む。)又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」のことである。しかしながら、条例第8条第1号では、「実施機関は、公開請求に係る公文書の一部に非公開情報が記録されている場合において、当該非公開情報が記録されている部分を容易に、かつ、公文書の公開請求の趣旨を損なわない程度に分離できるときは、公開請求者に対し、当該部分を除いた部分につき公開しなければならない。」とあり、また、同条第2号において、「氏名、生年月日その他の特定の個人を識別することができることとなる記述等の部分を除くことにより、公にしても、個人の権利利益が害されるおそれがないと認められるときは、当該部分を除いた部分」は、公開しなければならないこととなっている。公平委員会の根拠が「又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるもの」の部分ということであるならば、それが妥当であるのかどうか審査願いたい。また、第7条第1号には除外規定があり、ウの項で「当該個人が公務員(中略)である場合において、当該情報がその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職、氏名及び当該職務遂行の内容に係る部分(当該公務員等の氏名に係る部分を公にすることにより当該個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合にあっては、当該公務員等の氏名に係る部分を除く。)」は公開しなければならないこととなっている。このように、条例は、市民の知る権利を尊重し、可能な限り隠すことなく情報を公開することを実施機関に義務付けているものであり、公平委員会が黒塗りにして公開を拒んだ部分が果たして上記の条文の条件をクリアできているのか、私たちは甚だ疑問に思っている。

ウ 実施機関は、「本件公文書の会議録は職員個人に係る措置要求の審議内容であり、個人情報に関する情報であるから非公開」と主張するが、条例第7条は、第三者の個人情報への保護・配慮を述べているものであり、不服申立人自体の個人情報を不服申立人個人に対して「公開することにより、個人(異議申立人)の権利利益を害するおそれがあるため」非公開とするのは滑稽な論理であり、これに託けて何もかも墨塗りして非公開とするのは違法である。

エ 続いて、「当該職員は公務員であるが、自己の給与条件に関する措置要求に係る情報であるため、条例第7条第1号ウに規定する職務の遂行に係る情報には該当しないため、非公開とした」と主張するが、異議申立人は自らが公務員

であることを理由に公開を要求しているものではなく、正に自己の給与条件に関する措置要求に係る情報について公開を求めているものであり、これを理由とした公開拒否は違法である。議事録に登場したであろう、校長や教育委員会関係者、公平委員会事務局等の公務員の職務に係る内容部分については、原則公開すべきであり、その内容が隠されている場合は、条例第7条違反である。

オ 条例第7条第4号は「市の機関、国、独立行政法人等、他の地方公共団体及び地方独立行政法人の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」のことである。このうち、「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」を根拠に非公開としているが、7年前の公平委員会によって全く不公平な魔女裁判のごとき扱いを受けた私たちにとっては、誠に片腹痛い理由である。その程度の理由では、発言者の名前を伏せるなり、部分的に分離するなりして公開できるはずであり、その前にまず、7年前の議事録を公開することによってなぜ今「率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ」があるのか、また、「不当に」とは具体的に何をさすのか、公平委員会のご見解を明らかにしていただきたい。

異常なほどの墨塗りの多さは、むしろ当時の公平委員会事務局が一方の当事者の教育委員会に肩入れし、公平委員会・公平委員の審理の中立性を損なわしめた状況が明らかになることを阻止するためではないかとの疑念を、私たちは深めている。もし、仮にそうであるならば、そのような事柄は非公開で保護するには値せず、むしろ、全面公開して不当な扱いを受けた者の知る権利に応えるべきである。

3 実施機関の主張要旨

実施機関が公文書部分公開決定通知書、非公開理由説明書及び口頭による意見陳述で主張している非公開理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 本件公文書については、平成14年5月20日付けで公文書公開請求があり、実施機関は、平成14年6月21日付けで公文書部分公開決定を行った経緯がある。本件処分は、前回の処分と内容は同じであり、実施機関は、本件公文書について、「とき」、「ところ」、「出席者」、「議題」、「議事録作成日」及び「

議事録署名者」については公開したが、「議事の内容」については条例第7条第1号及び第4号の規定に該当するものについて本件処分を行った。

(2) 本件公文書の内容は、地方公務員法（以下「法」という。）第46条の規定に基づき、職員個人が自己の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求した「平成14年（措）第1号事案」であり、条例第7条第1号に規定する個人に関する情報である。当該職員は公務員（教職員）であるが、自己の給与条件に関する措置要求に係る情報であるため、条例第7条第1号ウに規定する職務の遂行に係る情報には該当しないため、非公開とした。

(3) 公平委員会は、公正中立な立場である機関として、地方公務員の利益の保護と人事行政の適正な実施の確保が重大な役割であり、人事行政の専門性や中立・公平性を確保するため、任命権者から独立した合議制の人事機関である。公務員の勤務条件に関する措置の要求に係る審査は、準司法的権限に基づくものであり、職権行使の独立性の見地から審査結果にいたる手続過程については、公表すべきものではない。本件公文書を公にすることにより、公平委員の発言内容が、外部からの圧力、干渉等により、率直な意見の交換又は意思決定の中立性が不当に損なわれる恐れがあり、結果として特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼす恐れが想定されるため、条例第7条第4号の規定に該当するものとして非公開とした。

(4) 以上のとおり、本件処分に違法、不当な点はない。

4 審査会の判断

実施機関は、非公開の理由として、条例第7条第1号及び同条第4号を挙げるので、以下、これらの該当性について検討する。

(1) 公平委員会の役割と権限について

公平委員会は、法第7条により、職員の利益の保護と人事行政の公正を期するため任命権者から独立した合議制の人事機関として設置されている。また、公平委員会が処理すべき事務は、法第8条第1項各号に例示されており、その権限はそれぞれの事務の性格に基づいて「準司法的権限」、「準立法的権限」及び「行政権限」のいずれかに分類することができるが、特に、職員の不利益処分の審査及び勤務条件に関する措置要求に係る審査については、その事務の性格上、準司法的権限に基づき処理されるものである。これらの権限の行使に当たっては、公

平委員会の公平・中立性が担保されなくてはならないものであると考えられる。

(2) 条例第7条第1号の該当性について

ア 本件公文書は、異議申立人が法第46条の規定に基づき、自己の給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、公平委員会に対して、地方公共団体の当局により適当な措置が執られるべきことを要求した「平成14年第1号事案」の審議内容であり、措置要求者の氏名、所属及び身分等の情報が記載されている。

イ 条例第7条第1号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができることとなるもの」は非公開とすると規定している。措置要求者は公務員であるが、当該措置要求は、当該個人の職務の遂行に係る情報ではなく、個人が維持、改善を求める勤務条件にかかわる情報であることから、措置要求者の氏名、所属及び身分等の情報は同号に該当すると認められる。

ウ 異議申立人は、異議申立人自身の個人情報であるから公開したとしても個人の権利利益を害するおそれはないと主張するが、条例で定めた公開請求権者は広義の市民であり、請求権者であれば請求の目的を問わず公開請求を認める制度であることから、公開・非公開の判断は、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。従って、請求者本人の個人情報であっても、同条同号の非公開情報に該当するため、異議申立人の主張は認めることができない。

(3) 条例第7条第4号の該当性について

ア 条例第7条第4号は、「市の機関並びに国及び他の地方公共団体の内部又は相互間における審議、検討又は協議に関する情報であつて、公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれ、不当に市民の間に混乱を生じさせるおそれ又は特定の者に不当に利益を与え若しくは不利益を及ぼすおそれがあるもの」は非公開情報に該当すると規定している。

イ 前記(1)のとおり、公平委員会は、準司法的権限を有する機関であることから、他の審議会や一般の行政機関以上に、公平・中立性、判断の適正性の確保が要求される。しかし、委員の意見その他公平委員会の審議の具体的内容が公にされることにより、委員が、外部の利害関係者からの働きかけや、自分個人の責任が問われたりするなどの事態が発生することを恐れたり、また、審議の過程における自己の意見表明が、その公開により利害関係者に何らかの影響を与えることを危惧することも生じ得る。従って、公開されることからくる心理

的影響から、自由、活発な意見の交換が阻害されたり、実際に、外部の利害関係者からの働きかけ、責任追及により、自由かつ活発な意見の交換が阻害されるなどし、その結果、委員の公平・中立性、判断の適正性自体が損なわれる事態が生じ得ることは否定できないと考えられる。

ウ 以上のことから、本件公文書に係る「議事の内容」において、委員の準司法的権限に基づく意見その他審議した具体的内容に係る情報については、条例第7条第4号に規定する「公にすることにより、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがあるもの」に該当すると認められる。

エ しかしながら、本件公文書に係る「議事の内容」において、公開されている部分もいくつか存在する。当審査会は、実施機関に対し公開すると判断した理由等について求めたが、合理的な説明はなかった。従って、非公開部分のうち既に公開されている部分と同等の部分については、委員の準司法的権限に基づく審議情報に該当するとは認められず、公開しても差し支えないと考える。

(4) 結論

以上の理由により、当審査会は「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(参考)

審 査 の 経 過

年 月 日	審 査 会	経 過
平成 21 年 6 月 1 日	—————	・実施機関からの諮問書の提出
平成 21 年 8 月 19 日	—————	・実施機関からの非公開理由説明書の提出
平成 21 年 9 月 8 日	—————	・異議申立人からの意見書の提出
平成 21 年 10 月 9 日	平成 21 年度第 6 回	・実施機関からの意見の聴取 ・審査
平成 21 年 11 月 16 日	平成 21 年度第 7 回	・審査
平成 21 年 12 月 11 日	平成 21 年度第 8 回	・審査
平成 22 年 2 月 5 日	平成 21 年度第 9 回	・審査
平成 22 年 2 月 12 日	—————	・答申